

改正

平成19年3月26日規則第3号

平成21年3月31日規則第11号

平成23年3月31日規則第9号

平成27年3月30日規則第3号

平成28年2月22日規則第18号

平成29年3月31日規則第17号

平成30年10月23日規則第25号

令和2年9月24日規則第49号

矢板市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、矢板市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年矢板市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 公募の方法は、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとする。

- (1) 矢板市公告式条例（昭和30年矢板市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市の広報紙への掲載
- (3) 市の機関の担当窓口、行政資料コーナー及び市の施設での閲覧又は配布
- (4) 市のホームページへの掲載
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）が適当と認める方法

(指定管理者の指定の申請)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める申請書は、矢板市公の施設に係る指定管理者指定申請書（別記様式第1号）とする。

(選定委員会の設置等)

第4条 指定管理者の候補者を厳格、公正かつ公平に選定するため、矢板市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 条例第4条に規定する指定管理者の候補者の選定に関する事。
- (2) 条例第9条第1項に規定する指定管理者の指定の取消し等に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者に係る重要事項に関する事。

3 選定委員会は、必要に応じ、公の施設ごとに設置することができる。

(選定委員会の組織)

第5条 選定委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 選定委員会の委員は、市長が次に掲げる者のうちから適当な職にあるものをもって充てる。

(1) 副市長

(2) 部長等(矢板市庁議等規則(平成2年矢板市規則第2号)第3条第1号に規定する部長等をいう。)

(3) 課長等(矢板市庁議等規則第3条第2号に規定する課長等をいう。)

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、学識経験者その他適当と認める者を委員に委嘱することができる。

4 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、市長が委員のうちから指名する。

5 委員長は、選定委員会の会務を総理する。

6 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(選定委員会の会議等)

第6条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 選定委員会は、審議について必要があると認めるときは、識見を有する者の出席を求め意見を聴くことができる。

5 選定委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

(指定管理者の指定の通知)

第7条 市長等は、条例第5条の規定による指定管理者を指定したときは、指定をした団体に対しては矢板市指定管理者指定書(別記様式第2号)により、指定をしなかった団体に対しては矢板市指定管理者不指定通知書(別記様式第3号)により通知する。

(変更事項の届出)

第8条 指定管理者は、その名称、代表者の職氏名、所在地その他の事項に変更が生じたときは、矢板市指定管理者変更届（別記様式第4号）に当該変更を証する書類を添えて、市長等に届け出なければならない。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第11号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第9号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第17号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月23日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の公布の際、現にこの規則による改正前の矢板市公の施設に係る指定管理者の指定の
手続等に関する条例施行規則第4条の規定により設置された選考委員会がある場合は、この規則
による改正後の矢板市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第4条の
規定により設置された選定委員会とみなす。

附 則（令和2年9月24日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

矢板市公の施設に係る指定管理者指定申請書

(矢板市長又は矢板市教育委員会) 様

申請者 所在地

名 称

代表者職・氏名



指定管理者の指定を受けたいので、矢板市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 指定を受けようとする公の施設の名称

2 添付書類

注：申請者は、法人にあってはその登録印を、その他の団体にあっては代表者個人の登録印を押印し、その証明書を添付しなければならない。

矢板市指令第 号
年 月 日

所在地

名 称

代表者職・氏名 様

(矢板市長又は矢板市教育委員会)



矢板市指定管理者指定書

指定管理者の指定については、矢板市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づき、下記のとおり指定します。

記

- 1 指定管理者として指定する公の施設の名称及び所在地
- 2 指定管理者として指定する期間

矢板市指令第 号

年 月 日

所在地

名 称

代表者職・氏名 様

(矢板市長又は矢板市教育委員会)



矢板市指定管理者不指定通知書

指定管理者の指定については、下記の理由により指定しませんので通知します。

記

1 申請に係る公の施設の名称及び所在地

2 理由

年 月 日

(矢板市長又は矢板市教育委員会) 様

所在地

名 称

代表者職・氏名



矢板市指定管理者変更届

矢板市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第8条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

1 公の施設の名称及び所在地

2 変更の内容

3 変更年月日